

令和 6 年 6 月 3 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13366

研究課題名（和文）金融商品取引法における課徴金制度の再検討

研究課題名（英文）Reexamination of Administrative Surcharges under the Financial Instruments and Exchange Act

研究代表者

高橋 陽一（Takahashi, Yoichi）

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：10737399

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：課徴金は制裁としての性格を有するというべきであるが、刑事罰と併科されても二重処罰禁止には抵触せず、比例原則違反の問題が生じるにすぎない。課徴金にも一定の責任主義は妥当するというべきであり、対象者に落ち度が全くない場合（対象者が無過失を立証した場合）にまで、課徴金を課することはできないというべきである。法人に課された課徴金の役員等に対する損害賠償請求の可否については、法人の損益の実質的な帰属者である株主等の利害関係やインセンティブを踏まえて立法により解決することが望ましい。米国の民事制裁金制度やわが国の景品表示法を参考に、課徴金制度に被害者救済の観点を取り入れることを検討すべきである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

課徴金制度は金融商品取引法の重要なエンフォース手段の1つである。しかし、その法的性格は必ずしも明確でない。課徴金の制裁としての性格および他の法原則との関係が明確になることで、課徴金制度を巡る解釈論上・立法論上の諸論点について解決の方向性が見得てくると考えられる。また、課徴金は被害者救済にも活用しうるような法制度が実現すれば、社会的にも好ましいといえる。

研究成果の概要（英文）：Although the surcharge should be said to have the character of a sanction, even if it is imposed together with a criminal penalty, it does not violate the prohibition of double punishment, but only raises the problem of violation of the principle of proportionality. It should be said that a certain amount of responsibility is appropriate for the surcharge, and that the surcharge cannot be imposed until the subject is completely at fault. It is desirable to resolve the issue of whether or not a corporation can claim damages against its officers, etc., for the surcharge imposed on the corporation, by legislation based on the interests and incentives of the shareholders, etc., who are the substantial owners of the profits and losses of the corporation. Referring to the U.S. civil penalty system and Japan's Act on Unjustifiable Premiums and Misleading Representations, Japan should consider incorporating the perspective of victim relief into the surcharge system.

研究分野：会社法・金融商品取引法

キーワード：課徴金

1. 研究開始当初の背景

(1) 金融商品取引法上の課徴金の趣旨・性質

金融商品取引法上の課徴金制度は、平成 16 年に違反行為の抑止を目的として導入された。その背景には、伝統的なエンフォース手段である刑事罰では、立証の負担や罰金額の低さのため、規制の実効性が不十分であったという事情がある。課徴金制度の導入に際しては、憲法の定める二重処罰禁止に抵触する懸念から、違反行為によって得られる経済的利得相当額を課徴金額とする方針が採用された(これは昭和 52 年独占禁止法改正にて課徴金制度が導入された際の議論を踏襲したものである)。

その後、平成 20 年の金融商品取引法改正により、課徴金対象行為の拡大、課徴金額の引き上げ、違反行為を繰り返した者への課徴金額の加算制度の導入等が行われた。改正法の下でも、違反行為により得られたであろう経済的利得相当額を課徴金額とする方針が採用されているが、経済的利得相当額はかなり擬制的なものであり、加算制度等もあることから、利益吐出し的な性格は崩れつつある。このように、金融商品取引法上の課徴金の性質・位置づけは不明確なものとなっており、あるべき制度のあり方について根本的に検討する必要がある。

(2) 課徴金と民事責任との関係

課徴金の趣旨・性質の不明確性は、具体的な問題にも影響を及ぼしている。例えば、東京地判平成 29 年 4 月 27 日資料版商事 400 号 119 頁は、「取締役の任務懈怠により会社が罰金や課徴金を支払うことを余儀なくされた場合において、会社が当該取締役に対して当該支払額の賠償請求をすることを認めることをもって、上記各規程の趣旨・目的に反するものとは解されない」として、会社が支払った課徴金について会社が取締役に損害賠償請求をすることを認めた。しかし、当該判決は「規程の趣旨・目的」を明確に示されておらず、その意義は判然としない。課徴金制度の趣旨や目的を明確にした上で、法人に課された課徴金について役員等に民事責任を追究することの可否を検討しなければならない。

(3) 課徴金と被害者救済

わが国では、課徴金は国庫に納入されるため、被害者の救済に利用されない。他方、アメリカの民事制裁金は、「投資者救済のための公正基金」に組み入れられ、被害者の救済に利用することが可能となっている。近時、わが国でも、景品表示法における課徴金制度において、被害回復の視点が組み込まれた。具体的には、自主返金の実施により、課徴金額を減額することを認める制度(景表法 10 条)が導入されている。同法の立案担当者は「『被害回復』の視点については、今後、他の法律での課徴金制度に影響を与えることも考えられる」と述べており、金融商品取引法における課徴金制度にも「被害回復」の視点を取り入れることが検討されてよい。

2. 研究の目的

本研究の目的は、総論として、金融商品取引法における課徴金制度の目的・性質を考察したうえで、各論として、課徴金制度と民事責任制度との関係、課徴金の被害者救済への活用、その他課徴金制度の緒問題について、総合的に検討することである。

3. 研究の方法

本研究では、以上の目的を達成するために、アメリカの民事制裁金制度に関する議論を参照した比較法的考察を行ったほか、独占禁止法・景品表示法における課徴金制度との比較、およびその背景にある憲法・行政法・刑事法における議論の参照・考察を通じて、法領域横断的・総合的な検討を行った。

4. 研究成果

(1) 金融商品取引法上の課徴金の趣旨・性質

課徴金の性質の不明確性は、裁判例上においても表れている。東京高判平成 26 年 6 月 26 日裁判所ウェブサイトは、故意または過失が課徴金賦課の要件となるか否かという問題について、「課徴金は、責任非難を基礎とした制裁として科される刑事罰とは、基本的な性格が異なるというべきであるから、虚偽記載につき発行者に故意又は過失のあることは不要であると解すべきである。そして、同じ社会生活における不利益処分とはいっても、刑罰とはその趣旨及び機能を異にするから、責任主義がそのまま妥当するものではない」と判示しており、課徴金と刑罰を異質なものと理解している。他方、東京高判平成 29 年 6 月 15 日資料版商事法務 403 号 101 頁は、会社が支払った罰金・課徴金について、会社の違法行為を幫助した第三者に損害賠償請求をすることができるかという問題について、「行政罰ではあるが、基本的に〔刑罰と〕同様の性格がある課徴金についても、同様にその損害賠償請求は許されない」と判示しており、課徴金と刑罰とを同質のものとして理解している。いずれの判決も、課徴金と罰金の性質について、詳細には述べていないため、どの点が同質でどの点が異質であるかは明確でない。

2019年の独占禁止法改正では、課徴金減免制度において当局の裁量が認められるようになった。すなわち、調査への協力度合いに応じて課徴金の減免率が変わる「裁量型課徴金」が導入された。同改正の基礎となった独占禁止法研究会報告書（公正取引委員会）では、経済法・憲法・行政法・刑事法分野の研究者が裁量型課徴金制度の許容性について議論し、「一定の範囲で公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて個別に課徴金の算定・賦課の内容を決定する裁量を認める制度」の導入も憲法に必ずしも違反しないと結論づけている。金融商品取引法においても調査への協力度合いに応じて課徴金の減免率を変えることが検討されてよい。さらには、違反行為の重大性に応じて、課徴金の額を裁量的に判断することも検討されるべきである（課徴金額算定の画一性・硬直性の緩和）。

前掲東京高判平成26年は、課徴金は制裁でない旨を判示するが、妥当でない。同判決のいう制裁は、経済的利得の剥奪を超える金銭の支払を意味しているように思われるが、課徴金制度における「経済的利得相当額」は擬制的なものであり、具体的事案の下では「制裁の実質」が生じる場合もある。さらに、違反行為の反復により課徴金額が加算される場合（金融商品取引法185条の7第15項）制裁でないと評価することは一層困難である。裁判所としては、課徴金に制裁の性格があることを認めたとうえで、責任主義との関係について、正面から検討すべきであった。課徴金を制裁とみることを避ける向きがあるのは、二重処罰の禁止を意識してのことと考えられるが、現在の支配的理解によれば、課徴金を制裁と理解しても、原則として二重処罰の禁止には抵触せず、比例原則違反の問題が生じるにすぎない。

行為者に非難可能性がなければ刑罰を科すことができないという意味での責任主義は、憲法上の原則（憲法31条ないし13条に基づく）であり、行政上の制裁にも妥当する（佐伯仁志『制裁論』（有斐閣、2009）19頁）。もっとも、行政上の制裁における責任の内容を刑法における責任よりも緩和することは可能であると解されており（佐伯・前掲20頁）過失要件が必要か否かは憲法解釈（比例原則）によって決まると考えられる。課徴金は行政上の制裁であるから、一定の責任主義は妥当するというべきである。すなわち、故意・過失は（明文規定のない限り）課徴金賦課の要件とはならないが、対象者に落ち度が全くない場合（対象者側が無過失を立証した場合）にまで、課徴金を課すことはできないというべきである（そのような場合に出された課徴金納付命令は、比例原則に違反すると解される）。

（2）課徴金と民事責任との関係

本研究では、オリンパス事件の一連の裁判例等を素材として、法人に対する課徴金について役員等が損害賠償責任を負うことの当否について考察を行った。その成果は次のとおりである。オリンパス事件をめぐる一連の裁判例の立場を統一的に理解するならば、会社が支払った罰金・課徴金について、役員に対して損害賠償請求することは可能であるが、幫助犯として処罰されることが見込まれる第三者に対して損害賠償請求することはできないというものになる。しかし、当該区別の合理性には疑問もあり、各判決の挙げる理由には矛盾点もあることから、なおも検討を要する。法人に科された罰金について自然人に損害賠償請求を認めるかどうかを考えるに当たっては、法人処罰の目的や想定されている抑止メカニズムが重要になる。現在の法人処罰制度はこれらの点が必ずしも明確でない。課徴金についても、その性質や法人に課した場合の抑止メカニズムが必ずしも明らかでないことが、見解の相違につながっているといえる。根本的には、法人の利益や損失の実質的な帰属者である株主等の利害関係やインセンティブも考慮に入れて、法人に対する罰金刑や課徴金の意義を再検討した上で、損害賠償請求の可否や範囲等について、立法により解決することが望ましいと考えられる。

（3）課徴金と被害者救済

本研究では、アメリカの民事制裁金制度を参考に、課徴金の被害者救済への利用について検討した。アメリカでは、民事制裁金は「投資者救済のための公正基金」に組み入れて、被害者救済に利用することが可能である。こうした被害者救済は、裁判手続による制裁金については裁判所の監督の下で、行政手続による民事制裁金についてはSECの監督の下で行われている。

平成26年改正景品表示法における自主返金の実施により課徴金額を減額することを認める制度（景表法10条）は、金融商品取引法上も、被害者が具体的に明確な類型の課徴金事例において、導入しうる。しかし、金融商品取引法上の課徴金事例は被害者が不特定多数にわたるような場合もあるため、被害者救済制度を導入するにあたっては、アメリカ法のように当等等による監督がより重要になると考えられる。

（4）その他の問題

わが国では、金融商品取引法上の課徴金の額は違反者の「経済的利得相当額」を念頭に設定されているが、実効的な抑止の観点から、「経済的利得相当額」にとらわれることなく、必要な金額を設定すべきである。

金融商品取引法では、刑事罰が存在する規制についてのみ課徴金制度が設けられているが、その合理性は乏しい。行為規制など刑事罰のない規制についても課徴金を導入することで、エンフォースメントの充実を図るべきである。

大量保有報告制度などについて、違反者に対し課徴金が課される事例が少ないことが指摘

されている。重大な違反事例を中心に積極的に課徴金制度が活用されるべきである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 高橋陽一	4. 巻 第3期
2. 論文標題 法人に対する罰金・課徴金と役員等の損害賠償責任 オリンパス事件を手がかりとして	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 JSDAキャピタルマーケットフォーラム（第3期）論文集	6. 最初と最後の頁 75～92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------